

航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程の一部改正について

1. 背景

航空保安業務処理規程（昭和 42 年空総第 130 号）第 5 管制業務処理規程は、航空交通管理管制官及び航空管制官が航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 96 条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するに当たって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

今般、第 5 管制業務処理規程に関して以下の改正を行う。

2. 改正概要

○ 航空法第 96 条改正に伴う改正

航空法第 96 条の改正により、飛行場面において航空機が管制指示に従って航行しなければならない区域の範囲が具体化され、エプロンが管制指示の対象範囲外であることが明確化されることに伴い、関係する規定について所要の改正を行う。

○ 二次レーダー管制機関別特定コードの改正

ターミナル・レーダー管制業務を行う管制空域において、管制支援処理システムにより個別コードが割り当てられていない航空機に指定するコードとして、管制機関別に二次レーダー管制機関別特定コードが配分されている。今般、令和 7 年 12 月 1 日付けでの北部九州ターミナル統合に伴い、別表 1 から長崎及び熊本ターミナル管制所を削除するとともに、両ターミナルの二次レーダー管制機関別特定コードを福岡ターミナル管制所に移設する改正を行う。

○ 管理管制日誌に係る記入要領の改正

令和 6 年 6 月の管制部空域再編により航空交通管理管制官が洋上管制区における管制業務を行わなくなって以降、航空交通管理管制官が使用する管理管制日誌に係る記入事項について、一部が現運用に合致していない状況であることから、今般、現運用に合わせた改正を行う。

○ その他所要の改正（誤記修正等）

3. 今後のスケジュール

施行日：令和 7 年 12 月 1 日